

PwC Tax Insight (No.19/2019)

台風被災地域における納税者の税務申告、 納税期限を延長

Issued Date: 24 September 2019

財務省は2019年9月13日に台風被災地域における納税者の税務申告、納税期限の延長を発表しました。

2019年9月13日に、財務省は、台風被害に遭った地域における納税者の税務申告および納税期限を延長することを定めた通達を発表しました。

期限の延長が認められた地域は以下のとおりです。



該当地域

サケオ県、ウタラディット県、ペチャブーン県、ピサヌローク県、ピチット県、スコータイ県、メー・ホン・ソーン県、ラムパーン県、ナーン県、プレー県、ウボンラーチャターニー県、アムナートチャルーン県、ヤソートーン県、チャイヤヤーム県、シーサケート県、スリン県、コーンケン県、ナコーンパノム県、ロイエット県、カーラシン県、ムクダハーン県、サコンナコーン県、マハーサーラカーム県、ウドーンターニー県、ラノーン県、チェンマイ県の一部

延長が認められる申告書の種類および延長後の期限は以下のとおりです。

申告書の種類	当初の税務申告期限	延長後の申告期限
源泉徴収税、付加価値税リバースチャージ	2019年8月分の税務申告は2019年9月7日まで	2019年10月7日
特定の課税所得に関する個人所得税の中間申告	2019年9月30日まで	2019年10月7日
法人税中間申告書および法人税確定申告書(総収入に対して法人税が課される場合の法人税確定申告書を含む)	2019年8月29日から2019年9月30日まで	2019年10月7日
月次付加価値税申告書および特定事業税申告書	2019年8月分の税務申告は2019年9月15日まで	2019年10月7日
現金での納税が求められる印紙税	2019年8月29日から2019年9月30日まで	2019年10月7日

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uzumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

桑木 愛子
(0 2844 1186/Mobile:08 18633101)
aiko.kuwaki@pwc.com

名賀石 樹
(0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014)
tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下 駿太郎
(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)
matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀
(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)
aoki.morioka@pwc.com

玉木 寿典
(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)
tamaki.toshinori@pwc.com

小島 大佑
(0 2844 1269/Mobile:08 845554601)
daisuke.k.kojima@pwc.com

川又 麻美
(0 2844 1321)
asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。